

規制改革会議 御中

介護事業における経営管理の強化と イコールフットイング確立について

2013年12月5日(木)
株式会社ニチイ学館
(一般社団法人 日本在宅介護協会 会員)

やさしさを、私たちの強さにしたい。



目次

<u>会社概要</u>	<u>P.2</u>
<u>介護・ヘルスケア部門 累積営業利益等推移</u>	<u>P.3</u>
<u>介護事業者の提供主体別構成比【過去からの推移】</u>	<u>P.4</u>
<u>介護事業者の提供主体別構成【現状】</u>	<u>P.5</u>
<u>営利法人の提供可能サービス一覧</u>	<u>P.6</u>
<u>税制における株式会社と公益法人等との差異について</u>	<u>P.7</u>
<u>補助金やその他領域における営利法人と公益法人等との差異について①</u>	<u>P.8</u>
<u>補助金やその他領域における営利法人と公益法人等との差異について②</u>	<u>P.9</u>
<u>税制優遇・事業参入規制等の結果 顕在化した課題</u>	<u>P.10</u>
<u>上場会社のコーポレート・ガバナンス</u>	<u>P.11</u>
<u>当社のコーポレート・ガバナンス体制</u>	<u>P.12</u>
<u>当社 介護・ヘルスケア部門 事業推進・管理体制</u>	<u>P.13</u>
<u>介護事業におけるイコールフッティング確立の重要性</u>	<u>P.14</u>
<u>民間事業者も含めた政策検討の重要性</u>	<u>P.15</u>

会社概要

会社概要

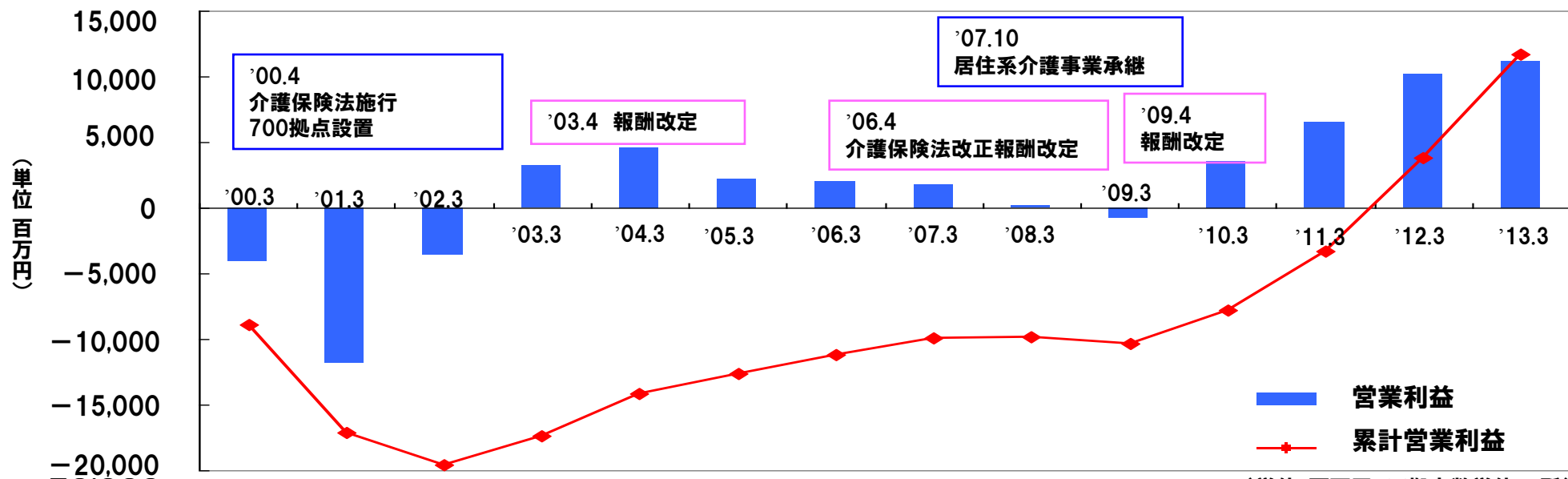
商号	株式会社ニチイ学館
本社所在地	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番
創業	1968年12月
設立	1973年 8月
代表者	代表取締役会長 寺田 明彦 代表取締役社長 齊藤 正俊 代表取締役副社長 谷治 一好
売上高	2,671億円（連結） / 2,362億円（単独） ※いずれも2013年3月期
資本金	119億3,300万円
上場市場	東証1部 [証券コード：9792]
従業員数	社員15,998名 ※2013年3月末時点 / 業務社員78,966名 ※2013年度 期中平均

介護

提供サービス	在宅系サービス（訪問介護、通所介護等）、居住系サービス（有料老人ホーム・グループホーム等）				
利用者数	142,654名 ※2013年9月末時点				
主なサービス 拠点数 (2013年9月末時点)	居宅介護支援	訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	居住系サービス
	788カ所	1,111カ所	360カ所	138カ所	357カ所

※訪問介護サービス：訪問入浴サービスを含みます。 ※拠点数：自治体への申請数となります。

介護・ヘルスケア部門 累積営業利益等推移



(単位:百万円 ※拠点数単位:ヵ所)

連結介護・ヘルスケア部門	2000.3	2001.3	2002.3	2003.3	2004.3	2005.3	2006.3	2007.3	2008.3	2009.3	2010.3	2011.3	2012.3	2013.3
売上高	6,274	20,346	43,448	60,557	71,004	75,889	80,902	78,272	79,702	99,770	118,074	124,321	138,493	141,289
営業利益	▲4,097	▲11,760	▲3,585	3,203	4,572	2,213	2,010	1,820	190	▲758	3,586	6,500	10,142	11,183
資産	11,425	26,111	35,519	36,109	42,675	42,342	46,394	44,228	82,272	80,646	73,972	78,603	92,149	98,792
介護拠点数(物件)	749	749	678	716	766	898	887	874	1,098	1,075	1,201	1,236	1,284	1,327

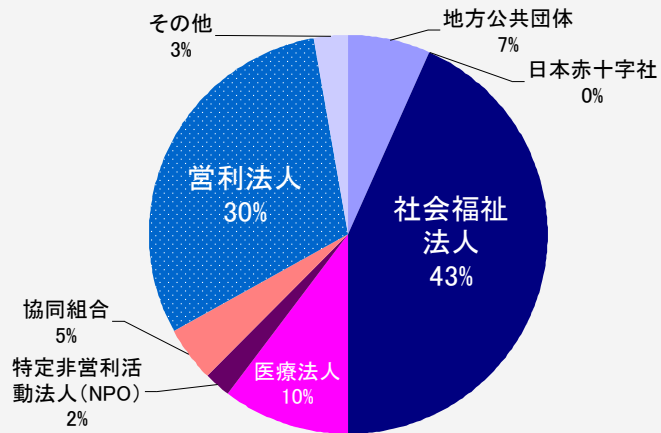
ニチイ学館 業績推移		2000.3	2001.3	2002.3	2003.3	2004.3	2005.3	2006.3	2007.3	2008.3	2009.3	2010.3	2011.3	2012.3	2013.3
全社 (連結)	売上高	92,178	114,226	142,386	171,293	189,987	201,590	206,222	202,549	199,797	213,601	235,352	240,827	257,340	267,191
	営業利益	5,143	▲5,135	3,339	12,912	13,869	5,284	4,990	2,635	2,171	1,013	6,864	7,868	11,672	8,741
	当期純利益	4,186	▲3,999	1,092	6,988	7,762	2,029	1,974	774	▲834	▲1,090	3,154	3,478	5,897	4,383
ニチイ学館	納税額 ※1	3,653	332	532	6,668	6,265	3,440	3,243	510	491	675	2,332	4,200	5,263	3,845

【引用元】当社有価証券報告書等より抜粋。納税額(※1)については、有価証券報告書2000/3期～2013/3期の法人税、住民税及び事業税を記載。

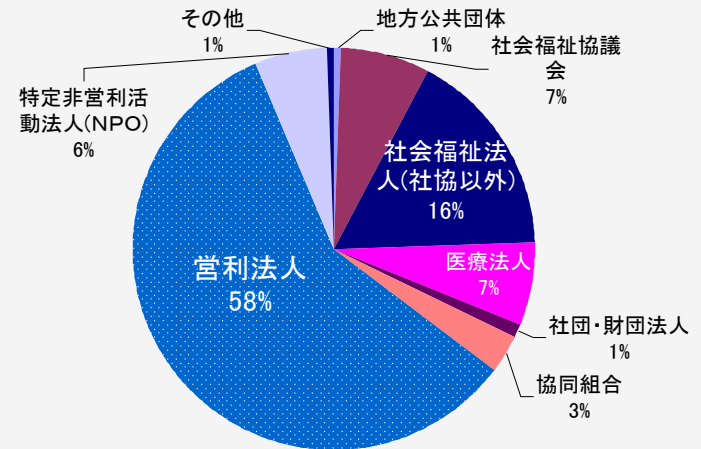
介護事業者の提供主体別構成比【過去からの推移】

主要居宅介護サービス事業所の経営主体別構成比（2000年→2011年）

2000年 訪問介護【総数：9,833事業所】

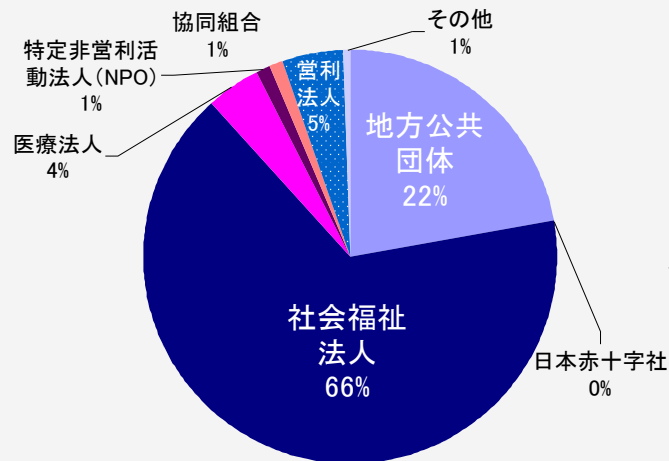


2011年 訪問介護【総数：21,315事業所】

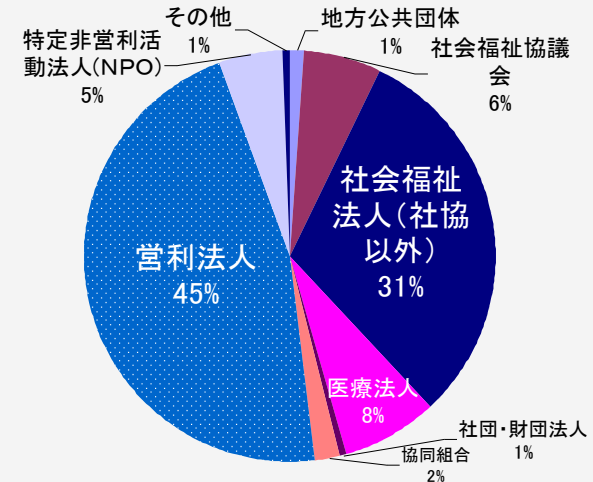


営利法人
構成比28%UP

2000年 通所介護【総数：8,037事業所】



2011年 通所介護【総数：24,381事業所】



営利法人
構成比40%UP

【引用元】 介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）を元に作成。2000年調査時データの「会社」という区分を「営利法人」に置き換え表示。

介護事業者の提供主体別構成【現状】

2011年時点 営利法人の居宅介護サービス提供状況

2011年 営利法人の居宅介護サービス提供状況

属性 (判定軸：事業所数)	サービス種類
営利法人が最大の提供主体	訪問介護、通所介護、訪問入浴、特定福祉用具販売、福祉用具貸与、特定施設（地域密着型含む）、夜間対応型訪問介護、認知症対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援
営利法人が2番目に主要な提供主体	訪問看護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護
営利法人が主要な提供主体ではない	通所リハビリテーション、地域密着型老人福祉施設、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

【引用元】 介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）を元に作成。

2011年 代表的サービスに占める営利企業の事業所数とその構成比率

サービス種類	事業所数（分母：総事業所数）	事業所構成比
訪問介護	12,484 / 21,315	58.6%
通所介護	11,308 / 24,381	46.4%
居宅介護支援	11,239 / 27,705	40.6%
認知症対応型共同生活介護	4,960 / 9,484	52.3%
特定施設	2,136 / 3,165	67.5%

【引用元】 介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）を元に作成。

営利法人の提供可能サービス一覧

■ 代表的な介護保険サービス一覧

介護保険サービス

居宅サービス

営利法人参入可能事業

訪問介護 訪問入浴
訪問看護 福祉用具貸与
認知症対応型共同生活介護
特定施設入居者生活介護
小規模多機能型
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
複合型サービス
居宅療養管理指導

営利法人参入規制事業(不可・もしくは困難)

訪問リハビリテーション
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護

施設サービス

特別養護老人ホーム
老人保健施設
介護療養型医療施設

税制における株式会社と公益法人等との差異について

社会福祉法人の税制優遇措置

法人種類	社会福祉法人	公益社団法人・公益財団法人	株式会社
法人税	原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り19%課税	原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り25.5%課税	課税 ※所得の25.5%
道府県民税	原則非課税 ※収益事業を行う場合、課税 均等割：2万円、法人税割：法人税の5% ※但し収益の90%を社会福祉事業にあてるならば収益事業としては取り扱わない	原則課税 ※博物館の設置又は学術の研究を目的とする法人は非課税 ※公益目的事業に該当するものは収益事業であっても非課税	課税 ※均等割：2～80万円、 法人税割：法人税の5%
市町村民税	原則非課税 ※収益事業を行う場合、課税 均等割：5万円、法人税割：法人税の12.3% ※但し収益の90%を社会福祉事業にあてるならば収益事業としては取り扱わない	原則課税 ※博物館の設置又は学術の研究を目的とする法人は非課税 ※公益目的事業に該当するものは収益事業であっても非課税	課税 ※均等割：5～300万円、 法人税割：法人税の12.3%
事業税	原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 400万円以下：5% 400万円超800万円以下：7.3% 800万円超：9.6%	原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税（税率は左欄と同一） ※公益目的事業に該当するものは収益事業であっても非課税	課税 ※所得のうち、 400万円以下：5% 400万円超800万円以下：7.3% 800万円超：9.6%
固定資産税	福祉事業の用に供する固定資産については原則非課税	原則課税 ※社会福祉事業用等は非課税 ※ほか、例外規定あり	課税 ※税率：1.4%

税金種類

【引用元】 第1回社会福祉法人の在り方等に関する検討会「社会福祉法人の現状」(資料2)より抜粋(一部表記を省略)。